

## 当面の予定について（案）

第 1 回 我が国の原子力利用に関する状況について  
我が国の原子力損害賠償制度について  
諸外国の原子力損害賠償制度について 等

第 2 回 福島事故に係る賠償の状況について  
原子力損害賠償・廃炉等支援機構の役割について  
原子力損害賠償紛争審査会、紛争解決センターの役割について 等

第 3 回以降は、原子力損害賠償制度の見直しに当たり、検討すべき論点、  
課題を抽出するための議論を行う予定

（参考）原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議において示された論点の例

< I 原子力損害賠償に係る制度 >

- 原子力事業者の責任の在り方
- 国・他のステークホルダーの責任の在り方
- 損害賠償措置額の在り方
- 原子力損害賠償法第3条第1項ただし書の免責事由（異常に巨大な天災地変）の在り方

< II 簡易かつ迅速な被害者救済の手続 >

- 紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の在り方
- 被害者に対する損害賠償の仮払いの在り方

< III 原子力損害賠償に関連する事項 >

- 原賠制度について、被害者保護・原子力利用の観点でどのように位置づけるか  
（目的・所管の在り方）
- 事故の収束等に係る国の関与及び責任の在り方